

# 大阪府がん診療拠点病院指定要件改正の概要

## 【課題と対応策】

- ① がん治療の拠点としての役割の増加 ② 拠点病院に求められる機能の多様化  
 → 国拠点病院の指定要件に準じ、人員配置、診療実績をはじめ指定要件を厳格化することで、集学的治療の充実や、緩和ケア、相談支援などの質の向上により、府拠点病院のがん医療提供体制の強化を図る。

## <主な改正点>

### 【診療体制：集学的治療の機能強化】

#### (現要件)

- ・我が国に多いがんその他各医療機関が専門とするがんについて集学的治療を提供（放射線療法については連携による実施可） ※府拠点病院（肺がん）については肺がんに関する集学的治療の提供
- ・院内クリティカルパスの整備、国拠点病院が行う地域連携クリティカルパス整備の協力
- ・病理診断の実施（連携による実施可）
- ・地域からの患者受入れ、地域の医療機関への患者紹介 など

#### (新たな追加要件)

- ・がんセンターボード：実施主体を明らかにした上で、月1回以上の開催を必須化
- ・手術療法…当該施設で対応可能ながんについて手術療法に携わる原則常勤の医師を配置
- ・化学療法…外来化学療法室の設置必須化、レジメン管理委員会の設置必須化、化学療法に携わる原則専任の常勤医師の配置必須化、看護師の専任必須化
- ・病理診断…自施設で病理診断を行う場合、細胞診断に係る業務に携わる者を配置 など

### 【診療実績：集学的治療の提供について一定の質を確保】

現要件の年間新入院がん患者数に代えて、以下の①から③の項目をそれぞれ満たすこと。

- |                 |          |            |           |
|-----------------|----------|------------|-----------|
| ①院内がん登録数        | 年間200件以上 | (肺がんに係る登録数 | 年間150件以上) |
| ②悪性腫瘍手術件数       | 年間200件以上 | (肺がん手術件数   | 年間100件以上) |
| ③がんに係る化学療法のべ患者数 | 年間400人以上 | (肺がんに係る患者数 | 年間250人以上) |

※ ( ) 内は府拠点病院（肺がん）の場合

## 【緩和ケア：がんと診断された時からの緩和ケアの提供】

### （現要件）

- ・緩和ケアチームの組織的位置づけ、国拠点病院が行う地域の医療機関等との連携協力体制整備に協力
- ・国拠点病院が実施する緩和ケア研修への積極的な協力及び参加 など

### （新たな追加要件）

- ・緩和ケア提供体制の強化  
（苦痛のスクリーニングの実施、苦痛への対応の明確化と診療方針の提示、迅速な苦痛の緩和（医療用麻薬の処方等）など）
- ・入院時における緩和ケアの提供に関する資料配布
- ・緩和ケアチームに配置する常勤看護師の専任配置必須化、団体認定資格の保有
- ・施設に所属する全てのがん医療に携わる医師の緩和ケア研修受講促進 など

## 【相談支援：相談支援センターの設置等による相談支援機能の強化】

### （現要件）

- ・相談支援機能を有する窓口の設置、がんに関する相談に対応する者の配置
- ・患者や地域医療機関等との連携協力体制の構築 など

### （新たな追加要件）

- ・相談支援を行う機能を有する部門を設置するとともに、「がん相談支援センター」と表記すること
- ・専任のがんに関する相談支援に携わる者を配置
- ・新たな相談支援業務の追加（就労に関する相談、患者活動等の支援、相談支援センターの周知等） など

## 【院内がん登録：がん登録法制定を踏まえた取組みの充実】

### （現要件）

- ・院内がん登録の実施
- ・大阪府が行う地域がん登録事業へのデータ提供 など

### （新たな追加要件）

- ・国が定める「標準登録様式」に基づく院内がん登録の実施とがん登録法施行後の法令順守
- ・専任の院内がん登録の実務を担う者を配置
- ・毎年、集計結果等を国立がん研究センターへ情報提供することを必須化 など